

環境速報

関係部署へご回覧ください

綴じて利用しましょう

第 1 9 1 号

平成29年7月12日発行

- ◇ 環境省 CO2削減プログラム補助事業 参加者募集
- ◇ 製品含有化学物質規制対応研修会 参加者募集
- ◇ 平成 29 年度公害防止管理者等国家試験について
- ◇ 省エネコラム～『省エネ＝ムダ取り＝経営改善』～
- ☆ 環境法令改正情報・法改正動向の情報について
- ☆ イベント案内・実施参加事業報告
- ☆ エコアクション21情報

一般社団法人 長野県産業環境保全協会

【エコアクション21長野産環協】



◎環境省

エコアクション21
地域事務局1-001

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10 TEL026-228-5886

長野県中小企業会館5階 FAX026-228-5872

<http://www.alps.or.jp/nasankan/> (EA21) <http://www.valley.ne.jp/~ea21nasa/>

Life and Technology

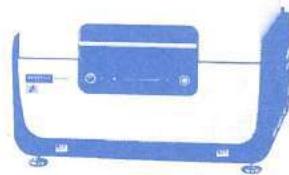
URL : <http://azscience.jp>

自然科学に挑戦し、地域社会の医療業界、産業界への技術革新・研究開発および生命追求科学の進歩に貢献します。

主要営業品目

食品衛生用試薬・消耗品
 バイオ関連試薬・機材
 理化学機器・消耗品
 環境計測・測定器
 工業計測器
 光学測定器
 研究用試薬
 研究設備
 分析装置
 真空機器
 工業薬品
 工業資材
 試験機
 医薬品
 病院設備
 治療用機器
 臨床検査薬
 臨床検査装置
 ネットビジネス
 フィールドサービス

蛍光X線分析装置 EA1000VX



環境規制物質管理に対応し、高速かつ簡単に有害物質を検査できる蛍光X線分析装置です。測定の高速度と材料判定などの各種新機能により検査効率を大きく向上しました。膜厚測定や貴金属分析などの一般分析にも対応可能です。

EA1000VXは、日立ハイテックサイエンス株式会社の製品です



アズサイエンス株式会社

本社：長野県松本市村井町西2-3-35 TEL(0263)58-0021
 営業所：東京・西東京・横浜・小田原・埼玉・千葉・甲府・御殿場
 宇都宮・高崎・つくば・水戸・仙台・山形
 新潟・上越・長野・松本・名古屋

CLEAN PRODUCTS.®

●環境管理支援システム●資源化コンサルティング●環境アセスメント●一般計量証明事業●作業環境測定事業●環境計量証明事業●建築物飲料水水質検査
●ダイオキシン類分析●エコドライブナビゲーションシステム●産業廃棄物の収集運搬・処分・減量化・資源化●環境プラントの開発・設計・施工●生産工程内における酸・金属資源の回収・再生・再利用装置の開発・販売●臭気発生防止対策●発生汚泥の削減提案●有価物のリサイクル●イオン交換樹脂の再生
●環境機器の設計・製造●産業機器の設計・製造●化成品の開発・販売●環境管理ソフトウェアの開発・販売●土壌汚染・地下水汚染の調査分析・回復計画・回復事業●地下水浄化・廃水処理装置の設計・製造●工場・プラント設備のメンテナンス●汚染設備等の化学洗浄・解体・処理・浄化



総合環境企業

ミヤマ株式会社

〒381-2283 長野市稲里一丁目5番地3 TEL.026-285-4166
<http://www.miyama.net> E-mail:koho@miyama.net

モノづくりの心を未来へ

私たちSUZUKIが目指すネクストは、ナンバーワンを超越した
オンリーワンの追求にほかなりません。



株式会社 鈴木

〒382-8588 長野県須坂市大字小河原2150-1
TEL:026-251-2600 <http://www.suzukinet.co.jp/>

5回の無料個別訪問を利用 エコアクション21の認証取得 で継続的な経費削減を目指す

—認証登録にかかった費用の一部について助成金を得ることも可能です—

平成29年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業)

エコアクション21 CO₂削減プログラム補助事業

(通称 Eco—CRIP 事業)(Eco-Action21 CO₂ Reduction Initiative Program)

中小事業者に環境経営の専門家を派遣して環境経営体制の構築支援を行う「中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業」が6月1日より後述内容により実施されています。

1. 目的.

「中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業」は、環境管理手法のノウハウ等の不足により、組織的かつ計画的な低炭素活動が浸透していない中小事業者に対し、環境経営の専門家を派遣して環境経営体制の構築支援を行います。これにより、持続可能な排出量削減活動を全社一丸となって取り組むことができる体制づくりを支援し、もって中小事業者の低炭素化を着実に進めることとされています。

公募企業数は全国約320事業者程度とされています。

この事業では、環境経営の専門家が事業所へ直接5回赴き、事業特性や地域特性に応じたきめ細かい支援を行い、環境経営のノウハウが少ない中小事業者においても無理なく継続的に取り組めるように支援し、こうした支援等に要する費用を補助します。また、温室効果ガス排出削減のみならず地域事業者の経営力強化を図り、地域の環境保全と経済発展にさらなる好循環を生み出すことも目的とされており、この事業により環境経営に取り組む中小事業者の裾野が広がり、事業者にとってもエコアクション21等のより効果が高い環境マネジメントシステムの認証取得が容易となります。

2. 支援の内容.

エコアクション21の審査人の中から選ばれた、省エネに関する知見やノウハウを持つ環境経営の専門家(支援相談人)が、事業所等へ直接伺い、5回の取組支援を行います。取組にあたっては、環境省が策定した「エコアクション21 CO₂削減プログラムの手引き(2017年度版)」に従い、支援相談人と一緒に進めます。参加いただく各事業者の状況に

応じた方法を相談していただき、効果的かつ効率的に環境経営に取り組むことができます。

5回の支援内容は、以下のとおりとなっておりますが「エコアクション21」に取り組んでいただければ、これらのステップを意識せずに、これらのステップをクリアするとともに、環境マネジメントシステムが構築されます。**(無理・無駄の排除、省エネの達成が出来ます。)**

ご参考までに5つの手順（5回訪問時）、9ステップを記載いたします。

| 手順 | 主な内容. | |
|----|-------|-------------------------------|
| 1 | ステップ1 | 環境負荷の費用を分析してみよう（電気料金の把握） |
| | ステップ2 | 電気を使っている場所と用途を把握しよう |
| | ステップ3 | CO2の排出量を調べてみよう |
| 2 | ステップ4 | 取組内容と従業員全員の役割を決めよう |
| | ステップ5 | 省エネの取組を始めよう |
| 3 | ステップ6 | 環境への取組の方針を決めよう |
| | ステップ7 | CO2削減のための目標を決めよう |
| 4 | ステップ8 | 取組の結果を評価し、問題点を明らかにし、必要な改善を行おう |
| 5 | ステップ9 | 取組結果をまとめよう |

* 詳細は「エコアクション21 CO2削減プログラムの手引き（2016年度版）」をご参照ください。（<http://www.ea21.jp/eco-crip-2016/pdf/eco-criptebiki2016.pdf>）

3. 参加のメリット.

実際に参加される事業者だけでなく、大企業のサプライチェーン管理や、金融機関、地方自治体等の方等、多くの方にメリットがあります。

事業者の主なメリット

- ①【国からの助成】 Eco-CRIP の支援に要する費用は、規定の要件を満たせば、国の助成によって無料になります。また、EMS（エコアクション21）に取り組む認証登録を受ければ認証・登録にかかった費用の一部についても助成があります。
- ②【5つの手順】 Eco-CRIP は初めて環境経営に挑戦する中小事業者にも、無理なく取り組める内容で構成されています。
- ③【戸別訪問】 . 専門家による5回の支援を自社で直接受けることで、環境マネジメントシステムの構築が、よりスムーズに進みます。
- ④【成果の見える化】 CO₂ 排出量（省エネ）や経費削減等を、具体的に把握することができます。
- ⑤【成果の PR】 見える化の成果を環境報告書に取りまとめ、お客様・取引先へ PR で

環境省補助による CO2 削減プログラム参加者募集

環境省ではCO₂の排出量削減を進めようとする中小企業者をプログラムの参加者を募集しています。このプログラムに参加すると省エネや環境経営の専門家の5回の指導を無料で受けることができます。企業にとってCO₂の排出量を減らすことは、電力、ガス、軽油、ガソリンなどの経費を減らすことに他なりません。地球温暖化防止活動は「地球にやさしく」更に「企業経営にとってもメリット」をもたらすものです。

環境省ではこの事業をエコアクション 21 CO₂削減プログラム補助事業、通称Eco-CRIP（エコクリップ）と呼んでいます。（ISO14001の認証・登録事業者、エコアクション21の認証・登録又は過去に認証・登録していた事業者は対象となりません。）

エコアクション 21 Eco-CRIP 補助事業 次のふたつのコースからお選び下さい。

CO₂ 削減プログラム
(ムリ・ムダ排除・省エネ活動)
計画策定と実行 STEP1～STEP5

CO₂削減

コスト削減実現

1. 経費削減集中コース(5回無料)

★昨年のEco-CRIPへの参加事業者の例

南信地区 高速道路サービスエリア 活動期間 5か月合計

CO₂削減量 20t (昨年同月比-7.8%)

経費削減 140万円 (昨年同月比-13%)

2. エコアクション 21 認証・登録コース(5回無料)

CO₂削減 廃棄物削減 水使用量削減
化学物質削減 環境にやさしい製品サービス

CO₂削減

継続的に
コスト削減実現

★エコアクション 21 への参加事業者での効果

| 市町村 | CO ₂ 排出量 削減量 (t) | CO ₂ 排出量 削減率 (%) | 削減量の 金額換算 | 1社あたり 削減金額 |
|---------|--------------------------------|--------------------------------|--------------|---------------|
| 松本市 32社 | 674 | -6.6 | 2,662万円 | 83万円 |
| 長野市 35社 | 2,082 | -4.7 | 8,224万円 | 235万円 |

CO₂の発生源は電力1/2、軽油1/2として (軽油1L 110円、電力料金1 kWh 18円で計算)

問い合わせ：(一社)長野県産業環境保全協会 担当 平林・古越 026-228-5886

製品含有化学物質規制対応 研修会開催案内

参加のおすすめ

人は、多くの化学物資を作り出し、それらを様々な分野で活用し、快適で便利な生活を享受しています。しかし、これらの中には、人や生態系(環境)へ悪影響を及ぼすものもあります。世界的な化学物資規制の端緒は、1992年のリオ宣言「化学物質を安全に使用するための予防的取り組み方法に留意して、透明性のある科学的根拠に基づいたリスク評価手順を用いて、2020年までに全ての化学物質が人の健康や環境への影響を最小にする方法で生産・利用されること」にあり、欧州(EU)から規制(EU RoHS指令、REACH規制等)が始まり、今や世界各国で同じように行われるようになりました。

これらの規制状況は時事刻々変化致しますので、当会では、この分野の第一人者である松浦哲也先生を講師に毎年お招きし、ある程度知見のある方を想定した研修会を開催して参りましたが、基礎的部分も知りたいと要望がございました。そこで昨年同様に、例えば、来年施行予定のEEU(the Eurasian Economic Union :ユーラシア経済連合での)RoHS等の最新情報提供や個別相談会を行う**中上級研修コース日ほか基礎的なお話をするコース日も新たに設けました。**

つきましては、プログラム等をご参照の上、最新の動向を知りたい方、課題を解決したい方及び基礎固めをしたい方などのご参加をお待ち申し上げます。

主催 : (一社) 長野県産業環境保全協会

後援 : 長野県

協賛 : 長野県電子工業技術研究会

(長野県工業技術総合センター 精密・電子・航空技術部門内)

1. とき

| コース | 開催日 | 時刻 |
|---------|---------------|------------------|
| ①基礎的コース | 平成29年9月13日(水) | 午後1時20分～午後5時15分頃 |
| ②中上級コース | 平成29年9月14日(木) | 午前10時～午後3時 |
| ③個別相談会 | | 午後3時～ |

2. ところ

岡谷市 長野県工業技術総合センター 精密・電子・航空技術部門

| コース | 部屋 |
|------------------|---------|
| ①基礎的コース及び②中上級コース | 4階 講堂 |
| ③個別相談会 | 4階 第一教室 |

3. 内容

①基礎的コース(平成29年9月13日(水) 午後1時20分～午後5時15分頃)

(休憩は講師の指示により適宜とります。)

- 化学物質管理の背景と歴史
- 製品含有化学物質管理の基礎知識
- 法令対応 ・押さえておきたい法規制(RoHS、REACH、包装材等各種規制の概要)
- 管理体制 ・管理の考え方 ・化学物質混入はどのような時に起きるか
- 情報伝達 ・顧客要求への対応
- 質疑応答

②中上級コース(平成29年9月14日(木) 午前10時～午後3時)

(休憩は講師の指示により適宜とります。)

- 化学物質規制の基礎
- 化学物質の規制法の欧米アジアの規制概要
 - ・物質の登録義務
 - ・認可と制限の義務
 - ・成形品の義務と CLS の分母
 - ・国連 GHS
 - ・各国で異なる GHS

○アセアンの規制の概要

○製品含有化学物質規制法の概要

- ・ EU RoHS 指令
- ・ 中国 RoHS (II) 管理規則 (弁法)
- ・ EU 以外の RoHS 法の動向
- ・ IEC62321 (測定法) の概要

○サプライチェーンマネジメントの進め方

○質疑応答

③個別相談会は講義終了後に当日受付順に行います。

(平成29年9月14日(木) 午後3時～)

4. 講師 (一社)産業環境管理協会 技術参与 松浦 徹也 氏

5. 定員

| | | |
|---------------|-----|---------------|
| 平成29年9月13日(水) | 50名 | (最少催行人数設定あり*) |
| 平成29年9月14日(木) | 50名 | (最少催行人数設定あり*) |

*13日と14日の参加者人数の和が40名以上にならない場合は中止します。

中間判断日 8月25日頃の予定 ホームページ上で受付状況随時公開します。

(25日以前でも開催が決まり次第受講票及び請求書は順次お送り致します。)

5. 受講料 (テキスト代、消費税を含みます。)

| | 13日のみ | 14日のみ | 13日・14日(2日) |
|-------------------|---------|---------|-------------|
| 当協会 会員(白色の開催案内) | 12,000円 | 12,000円 | 21,600円 |
| その他 当協会員外(水色開催案内) | 15,000円 | 15,000円 | 27,000円 |

上記には昼食代は含みません。今回昼食の斡旋は致しませんので、各自ご用意願います。

(隣接地にスーパー等あるため斡旋致しませんので、ご容赦ください。)

【支払方法】

- (1) 開催が決まり次第、請求書及び受講票を郵送致しますので、開催日までにご入金願います。(会社の支払い規定により、払い込みできない場合は別途メール等でお知らせください。また、*参加取り消しタイムリミットは9月8日正午となります。それ以後の取り消しについては、一定額をご請求致します。(前日及び当日(欠席含む)では全額となります。)(8(午後)~11日一律受講料の7割、12日~当日受講料の全額)受講料は原則銀行振り込みでお願い致します。

6. 申込締切日 平成29年9月8日(金)午後5時(必着のこと)

7. 申し込み方法

下記申込書を FAX (026-228-5872) でお送りいただくかメール (ea21nasa@valley.ne.jp) でお申込みください。(協会宛に郵送していただいても結構です。)

(〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 131-10 長野県中小企業会館 5階(一社)長野県産業環境保全協会 研修会係へ)

平成29年 月 日

製品含有化学物質規制対応研修参加申込書

(一社) 長野県産業環境保全協会 御中

企業・団体名

所在地 〒

Tel

Fax

E-mail

@

参加日に○印を入れてください。

| 所属・役職名 | 参加者氏名 | 13日 | 14日 | 14日個別相談会 |
|--------|-------|-----|-----|----------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

* 請求書及び受講票送付先についてご記入ください。

送付先部課名

担当者名

連絡特記事項

8. 有意義な研修会にするため事前に知りたいこと及び講演内容等に要望がありましたら、Fax、郵便または e-mail で所属名明記の上当協会、講習会係りまでお送りください。

Fax : 026-228-5872 e-mail : ea21nasa@valley.ne.jp

住所 : 長野市中御所岡田 131-10 (社) 長野県産業環境保全協会 講習会係

9. 会場の案内図は紙面の都合上から付けませんのでご容赦ください。

(受講票にはお付けいたします。)

参考 岡谷市 長野県工業技術総合センター 精密・電子・航空技術部門 アクセス

<http://www.gitc.pref.nagano.lg.jp/seimitsu/map1.html>

カーナビ用電話番号 0266-23-4000

平成29年度公害防止管理者等国家試験について

本年度標記国家試験は、下記の日程で実施されます。

詳細は（一社）産業環境管理協会ホームページでご確認願います。また、同ページからインターネットを使って申し込みができます。

(<http://www.jemai.or.jp/polconman/examination/application.html>)

「*申込フォーム」が用意されていますのでそれにしただってください。

○ 申込締切日

7月31日(月) 17時

(受付期間7月3日(月) 9:00～7月31日(月) 17:00)

○ 試験日

平成29年10月1日(日)

試験区分に関係無く同じ日です(年一回です)。(騒音・振動関係、大気関係、特定・一般粉じん関係、ダイオキシン類関係、主任管理者、水質関係)

○ 合格発表(予定)

平成29年12月15日(金) 合格証書又は科目別試験結果の通知が送付されます。
(官報公示後、<http://www.jemai.or.jp/>で公開)

● 受験案内書(冊子)及び願書(紙ベース)を希望される場合

(1) 経済産業局、県庁、長野市、松本市の環境部署へお問い合わせください。

(2) 郵送を希望される場合

*住所氏名を明記し、送料分の郵便切手を貼った「角2号(A4サイズの入る大きさ)の返信封筒」及び「必要部数を記したメモ」を同封し下記へ請求願います。

◇ 請求先

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-2-1

三井住友銀行神田駅前ビル6階

(一社)産業環境管理協会 公害防止管理者試験センター

◇ 送料区分

| 部数 | 1 | 2 | 3～4 | 5～9 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 送料(円) | 140 | 205 | 250 | 380 |

* 10部以上は料金着払い宅配便になります。(連絡のこと)

* インターネット申込の場合は、案内書はHP上で、PDF版で公開されていますので冊子等の取り寄せの必要はありません。

省エネコラム

『省エネ = ムダ取り = 経営改善』

小林技術士事務所 小林和男

省エネ対策は設備投資や人材確保などが必要と思われ、中小企業にとっては「省エネはコストがかかる」「省エネは儲けにならない」「省エネは大企業がやることだ」というイメージがあるようです。

しかし、従来からの企業の活動は、5Sや品質Q、価格C、納期Dの各項目が重視されていますが、これらに省エネの視点を追加することで、コストダウン、収益増などに寄与するといった経営改善効果が期待できます。まさに省エネの本質は「経営改善」にあると言えます。

さて、省エネには大きく分けて熱と電気の2つがありますが、ここでは電気の省エネについて説明します。省エネの進め方は、エネルギー使用状況の把握、目標の設定、改善活動、効果の確認となり、良く聞くPDCAサイクルです。

エネルギー使用状況の把握の一例を下図に示します。図のようにグラフにしてみると良く分かります。一年間のエネルギー使用状況を夏季、中間期、冬季の平均的な一日の消費電力の時刻別電力使用状況を把握します。着眼点は3か所で、ピーク電力の発生時刻、ピーク電力の季節変動、夜間の消費電力です。これらの値を把握し分析することにより省エネ対策が見えてきます。このようなグラフを是非作成してみてください。これらの値を小さくすることが省エネ＝ムダ取りです。省エネ対策は一時的な取組ではなく、継続的な取組をすることが重要です。今後省エネへの取組が推進されることを期待します。

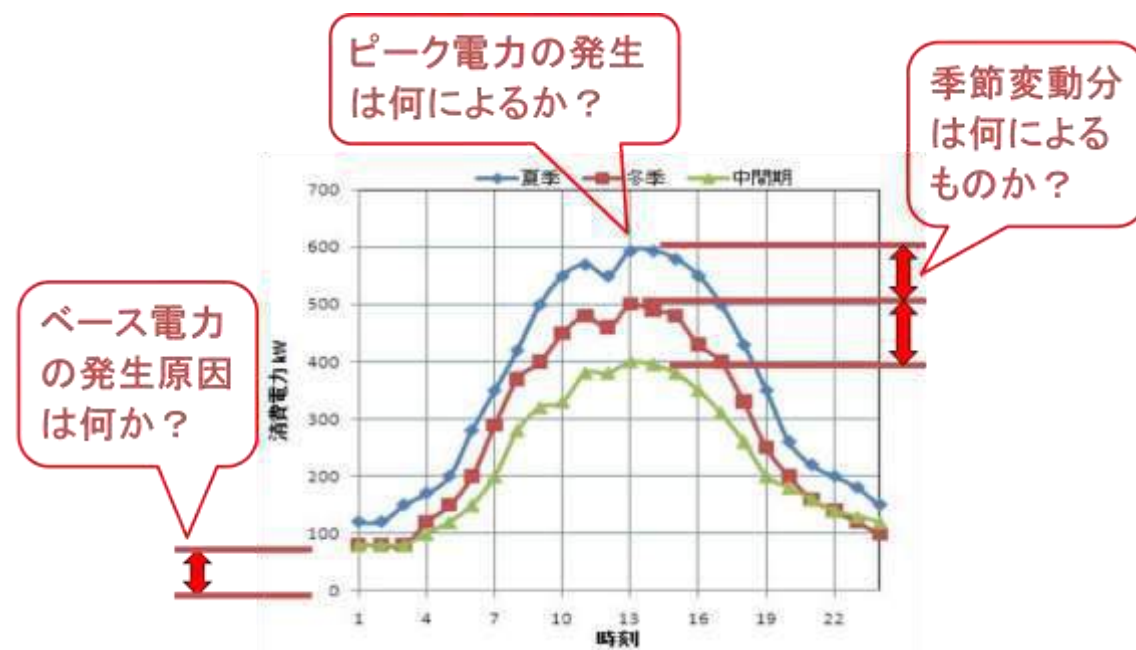


図 時刻別電力使用状況グラフの一例

ボイラ・ヒーター及び熱交換器

熱関連機器の総合メーカー

 株式会社 前田鉄工所

<http://www.maedatekkou.co.jp/>

<本社・長野工場> 〒382-8555 須坂市豊丘 1385-1

TEL 026-246-7301(代) FAX 026-246-7335

<長野営業所> 〒381-0014 長野市北尾張部 105-1

TEL 026-243-3443(代) FAX 026-251-0393

エコアクション21の認証・登録を！

環境省主導の中小組織向け環境マネジメントシステム
長野県内認証・登録事業所数300社を目指して

●エコアクション21のメリット

- ・大企業のグリーン調達、グリーン購入に対応
- ・中小企業でも容易に取り組める
- ・認証取得コストが安い
- ・環境負荷低減により、コスト削減が可能

【認証・登録の流れ】エコアクション21中央事務局HPより抜粋 (<http://www.ea21.jp/ea21/index.html>)



環境省のエコアクション21ガイドラインに基づいた取組を行います。

取組状況についての審査を受けます。

ガイドラインに基づいた取組が行われていると認められた場合は、中央事務局に認証・登録されます。そして、認証・登録証が発行され、ロゴマークが使えるようになります。

一般社団法人 長野県産業環境保全協会



環境省
エコアクション21
地域事務局1-001

〒380-0936

長野市大字中御所字岡田131-10

長野県中小企業会館 5階

TEL 026-228-5886 FAX 026-228-5872

mail ea21nasa@valley.ne.jp

URL <http://www.valley.ne.jp/~ea21nasa>

地球環境を守りながらより快適な暮らしを創造するために。

長年にわたって蓄積してきた確かな技術、そして最先端技術を駆使し、水・大気・土壌など、人をとりまくあらゆる環境を調査・分析し、信頼性の高い正確なデータと客観的評価を提供しながら、私たち自身の快適な生活空間の創造にもつながる質の高いコンサルタントを行います。

営 業 品 目

- 環境計量調査部門／水質分析・大気環境測定・悪臭測定・土壌分析・環境影響評価
一般、産業廃棄物分析・騒音レベル測定・振動加速度レベル測定
- 浴槽の衛生管理部門／浴槽のレジオネラ菌分析及びレジオネラ菌対策・温泉水分析及びガス測定
- ビル管理部門／水道水及び地下水分析・室内空気環境測定
- 特殊分析部門／高度の分析手法によるトラブル（不良）の原因等の解析
- 建築・設備診断部門／一般住宅性能診断、室内汚染物質（ホルムアルデヒド、VOC）調査
- 放射能測定部門／放射性核種濃度測定、放射線量測定
- 地下タンク漏洩点検部門／消防法による各種地下タンク及び地下埋設配管等の漏洩点検
- 作業環境測定部門／粉じん濃度測定・石綿濃度測定・等価騒音レベル測定・有機溶剤濃度測定等
- 測量・コンサルタント部門／地上測量全般・応用測量・土木設計・分筆・登記・一般建設業

厚生労働大臣指定検査機関（水道法第20条・第34条）



株式
会社

科学技術開発センター

長野市大字北長池字南長池境 2058-3

TEL 026-263-2010 FAX 026-263-2012

お互いに助け合い、信頼される共済として
皆様を応援します。!

火 災 共 済

☆経営基盤である財産の保全をバックアップします。

自動車事故費用共済

☆交通事故による経済的負担をサポートします。

医療総合保障共済

☆24時間「健康相談」および「名医」をご紹介します。

労働災害補償共済

☆経営の安定化と従業員の安心をサポートします。

休業対応応援共済

☆地震、噴火等の被災時に事業継続を支援します。

お問い合わせは、本部または各支部へ

長野県火災共済協同組合

〒380-0936

長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館2階
TEL026(228)1174 FAX026(228)7497

| | | |
|---------|----------------|--------------|
| 本 部 | 長野市中御所岡田131-10 | 026(228)1174 |
| 中 信 支 部 | 松本市中央1-23-1 | 0263(32)0477 |
| 諏訪事務所 | 諏訪市高島2-1201-40 | 0266(78)4030 |
| 南 信 支 部 | 飯田市主税町3-1 | 0265(24)7088 |

環境法令改正情報

3月27日～7月11日

3月

| | |
|-----|---|
| 27日 | 労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件 (厚生労働八五、八六) |
| | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を定める件 (厚生労働・経済産業・環境一) |
| 28日 | 電気事業法第七十四条の規定に基づき登録安全管理審査機関の審査の業務の一部をする届出があった件 (経済産業五一～五三) |
| | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う経済産業省関係告示の整理に関する告示 (同五四) |
| | 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件 (厚生労働八七) |
| | 電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令 (経済産業二四) |
| | エネルギー供給業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同二五) |
| 29日 | 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 (厚生労働二九) |
| | 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 (六〇) |
| | 湖沼水質保全特別措置法施行規則及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (環境四) |
| 30日 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一条の規定に基づき優先評価化学物質の指定を取り消した件 (厚生労働・経済産業・環境二) |
| | エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (経済産業二九) |
| | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件 (財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境三) |
| | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件 (同四) |
| | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件 (同五) |
| | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件 (同六) |
| | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件 (同七) |

環境法令改正情報

3月27日～7月11日

| | |
|-----|--|
| 30日 | 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準を定めた件の一部を改正する件（経済産業六四） |
| | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示の一部を改正する件（同六五） |
| | 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令第三条第一項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第二十一条第二号、第二十二号、第二十六条第三項、附則第十二条及び附則第十三条第二項の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する件（同六六） |
| | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる同法施行規則附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第三条第二項の規定に基づき、平成二十九年度以降の経済産業大臣が定める量を定める件（同六七） |
| | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（経済産業・環境三） |
| 31日 | 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一） |
| | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一） |
| | 工業用水道事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業三一） |
| | エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三四） |
| | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条第一項の規定に基づき、平成二十九年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画を定める件（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境八） |
| | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価の一部を改正する件（同九） |
| | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件（同一〇） |
| | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第三項の規定に基づき、同条第一項第三号に該当するものと判定した新規化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示する化学物質の名称の一部を改正した件（厚生労働・経済産業・環境三） |
| | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定により指定した第二種監視化学物質の名称を公示する件の一部を改正した件（同四） |

環境法令改正情報

3月27日～7月11日

| | |
|-----|--|
| 31日 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令附則第七条第二号及び第四号の規定に基づき、経済産業大臣が別に告示する一般送配電事業者及び再生可能エネルギー発電設備の種類を定める件（経済産業九〇） |
| | 調整後温室効果ガス排出量を調整する方法を定める件の一部を改正する件（経済産業・環境四） |
| | 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄に番号を記載する方法を定める件の一部を改正する件（同五） |
| | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号ハの規定に基づき、次の区域を指定する件（環境三五） |
| | 土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件の一部を改正する件（同三六） |

4月

| | |
|-----|---|
| 3日 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した件（厚生労働・経済産業・環境五） |
| | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき指定をした優先評価化学物質の指定を取り消した件（同六） |
| 4日 | 自然公園法第二十二条第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件の一部を改正する件（環境三八） |
| 5日 | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十条第一項の規定に基づく登録特定原動機検査機関の登録の更新に関する件（経済産業・国土交通・環境二七） |
| | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十七条において準用する同法第二十条第一項の規定に基づく登録特定特殊自動車検査機関の登録の更新に関する件（同二八） |
| | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針の変更の件（経済産業・環境六） |
| 11日 | 粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働五八） |
| | 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働一七六） |
| 18日 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第七条第十項の規定に基づき、指定入札機関を指定した件（経済産業一〇二） |
| 26日 | 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（環境四一） |
| | 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（同四二） |
| 27日 | 特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令（厚生労働六〇） |
| | 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示（厚生労働一八六） |
| 28日 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の五第一項に規定する廃棄物処理センターを指定した件（環境四三） |
| | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境八） |

環境法令改正情報

3月27日～7月11日

5月

| | |
|-----|---|
| 16日 | 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第四条第一項の規定の承認の件（文部科学・環境一） |
| 19日 | 土壌汚染対策法の一部を改正する法律（三三） |
| 22日 | 海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件の一部を改正する件（環境四七） |
| 23日 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境四八、四九） |
| 24日 | 生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（一〇） |
| 30日 | 生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の日本国による受諾に関する件（外務一七七） |
| | 電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件（同一三二） |

6月

| | |
|----|--|
| 1日 | 電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録をした件（経済産業一三四） |
| | 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき、学校の認定を取り消した件（同一三五、一三六） |
| | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の代表者の氏名を変更する件（海上保安庁一九） |
| | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関が確認業務を行う事業場の名称変更の件（同二〇） |
| 2日 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（五一） |
| 7日 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（五三） 平成二十八規制年度における特定物質の生産量及び消費量並びに輸入量及び輸出量の算定値の実績を告示する件（経済産業一四二） |
| 9日 | 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境三） |
| | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一〇） |
| | 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令（同一一） |
| | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（同一二） |
| | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定による届出に関する省令（同一三） |

環境法令改正情報

3月27日～7月11日

| | |
|-----|---|
| 9日 | 水銀処理物に含まれる水銀等の検定方法（環境五一） |
| 9日 | 金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準の一部を改正する件（同五二） |
| | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第四項並びに第一条の二第十五項の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件（同五三） |
| | 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件（同五四） |
| | 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する件（同五五） |
| | 特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する件（同五六） |
| | 水銀使用製品産業廃棄物等から水銀を回収する方法を定める件（同五七） |
| 12日 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令（環境一四） |
| | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令（同一五） |
| 13日 | 特別管理一般廃棄物等を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準の一部を改正する件（環境五八） |
| 14日 | 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（一六〇） |
| 16日 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（六一） |
| | 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（六二） |
| 23日 | 水銀に関する水俣条約（一八） |
| | 水銀に関する水俣条約の効力発生に関する件（外務二二〇） |
| | 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二二六） |
| 27日 | 労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働二三一） |
| 30日 | 特定悪臭物質の測定の方法の一部を改正する件（環境五九） |

7月

| | |
|----|--|
| 4日 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則に基づく相当指定をした件（同六六七） |
| 6日 | 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約への締約国の追加に関する件（外務二三五） |
| | 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約への締約国の追加に関する件（同二三六） |
| | 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約への締約国の追加に関する件（同二三七） |

* 詳細については、所管省庁のホームページで確認してください。

環境法令の法改正動向の情報について

4月から6月中に公布された環境法令等で環境省が報道発表した内容を紹介します。詳細については、環境省ホームページで確認してください。

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（4月28日公布）

（1）改正の趣旨

<様式について>

産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請（以下「許可申請」という。）の添付書類については、平成18年3月31日付け環廃産発060331001号本職通知「「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）」において、その様式を示していますが、都道府県等によっては、当該様式を一部変更している場合があります。当該添付書類の様式を統一するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）において様式第6号の2として定めることとしました。

<変更届出について>

産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者（以下「産業廃棄物処理業者等」という。）は、名称、役員などを変更したときは、「変更の日から10日以内」に都道府県知事又は政令市長に届け出る必要があります。産業廃棄物処理業者等又は産業廃棄物処理施設設置者は、変更届出において、氏名又は名称の変更の場合には、法人にあつては登記事項証明書の添付が必要であるとともに、役員の変更の場合にも、法人にあつては登記事項証明書の添付を求めている実態があります。

一方、登記事項証明書の交付の前提となる変更登記については、変更から2週間以内に変更の登記をすることとなり（会社法（平成17年法律第86号）第915条）、変更登記の標準処理期間は、申請書の提出から即日ないし10日程度とされています。

したがって、法人の場合において、登記事項証明書の添付を要する変更届出については、「変更の日から10日以内」とする提出期限を超過する可能性があるため、所要の改正を行うこととしました。

(2) 改正の内容

<様式について>

許可申請の添付書類につき、事業計画の概要を記載した書類（廃棄物処理法施行規則第9条の2第2項第1号）、事業の用に供する施設（同項第2号）、当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（同項第5号）、申請書が個人である場合には、資産に関する調書（同項第7号）、申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面（同項第10号）に係る様式を定めること。（廃棄物処理法施行規則第9条の2第3項、様式第6号の2、第10条の4第5項、第10条の9第2項、第10条の12第2項、第10条の22第2項、第11条第8項）

<変更届出について>

産業廃棄物収集運搬業変更届、特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届、産業廃棄物処分業変更届及び特別管理産業廃棄物処分業変更届（以下「産業廃棄物処理業等変更届出」という。）並びに産業廃棄物処理施設変更届出について、役員の変更の場合に、法人にあっては、登記事項証明書の添付を定めるとともに、産業廃棄物処理業等変更届出について、法人にあって登記事項証明書の添付を必要とする場合には、その期限を30日以内とすること。（廃棄物処理法施行規則第10条の10第2項第3項、第10条の23第2項第3項、第12条の10の2第2項）

(3) 施行期日

様式については平成29年10月1日。

変更届出については平成29年5月15日。

2 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令（4月28日公布）

(1) 改正の趣旨

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成27年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）（以下「新用途水銀使用製品命令」という。）は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）（以下「水銀汚染防止法」という。）第13条並びに第14条第1項及び第2項の規定に基づき、既存の用途に利用する水銀使用製品（以下「既存用途水銀使用製品」という。）を定め、これ以外の水銀使用製品（「新用途水銀使用製品」）を製造・販売する場合の事業者による評価の方法、事業所管大臣への評価結果等の届出の手續等を定めています（平成27年12月7日公布、水銀汚染防止法の施行の日に施行予定）。今回、同命令第2条に基づく別表に定める既存用途水銀使用製品に、3製品を追加する改正を行いました。

(2) 改正の内容

新用途水銀使用製品命令第2条に基づく別表に定める既存用途水銀使用製品に、「水銀トリム・ヒール調整装置」、「差圧式流量計」及び「傾斜計」を追加しました。

(3) 施行期日

平成29年4月28日

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等（6月9日公布）

(1) 改正の趣旨

「水銀に関する水俣条約」による水銀廃棄物の環境上適正な管理を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号）において整備された規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）等について、所要の改正を行うものです

(2) 改正の概要

- ① 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分基準の追加
- ② 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加
- ③ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る処理基準の追加
- ④ 従来の水銀を含む特別管理産業廃棄物に係る処理基準の追加
- ⑤ 最終処分場の維持管理基準及び廃止基準の追加

(3) 施行期日

平成29年10月1日

4 「特定悪臭物質の測定の方法」の一部を改正する告示（6月30日公布）

(1) 改正の趣旨

特定悪臭物質のうちアンモニアについて測定が可能な分析手法を新たに追加するため、悪臭防止法施行規則第5条の特定悪臭物質の測定方法について定めた告示の、一部を改正する告示が本日公布・施行されました。

(2) 改正の概要

アンモニアの測定方法（別表第1）のうち、敷地境界線における濃度の測定について、日本工業規格K0099（※）に定める方法（イオンクロマトグラフ法）を新たに追加する。

（※）日本工業標準化調査会ホームページ（<http://www.jisc.go.jp/>）にて閲覧が可能。

ただし、以下の点について留意すること。

- 試料の捕集において、10L/minの一定流量で通気することが望ましいが、ガラスろ過板の目

詰まりその他のやむを得ない理由により、10 L/minの一定流量で通気することが困難であり、かつ、分析感度に十分余裕がある場合には、若干低い流量で通気しても差し支えない。

- 試料の採取において、試料の水分が少なく、吸着の恐れがないと考えられる場合には、試料採取用ポンプ（※1）及び試料採取袋（※2）を用いて、試料採取用ポンプと試料採取袋をシリコンゴム管で接続して試料ガスを採取する操作により、いったん試料採取袋に試料ガスを採取しても差し支えない。この場合は、試料採取袋に採取した試料ガスを、可及的速やかに、試料捕集装置（※3）を用いて、10 L/minで5分間大気を吸引し（※4）捕集溶液中に試料を捕集すること。

※1 10 L/min以上の大気を吸引する能力を有し、かつ、試料ガスの通過部分が交換可能であるもの。

※2 ポリふっ化ビニルフィルム製、ポリエステル（化合物名ポリエチレンテレフタレート）フィルム製又はこれらと同等以上の保存性能を有する樹脂フィルム製で、内容積が50 L程度のももの。

※3 試料捕集装置は、告示別表第1の2の（1）に示すものであって、告示別表第1の別図に掲げる構成のものとする。

※4 10 L/minの一定流量で通気することが困難である場合には、低い流量で通気しても差し支えないものとする。

（3）施行日

平成29年6月30日

イベント案内

☆信州環境フェア2017

趣 旨 県民・NPO・事業者・行政が、手を取り合って、地球温暖化防止や省エネルギーなどの環境保全の取組を推進し、持続可能な社会を構築する契機とする。

日 時 2017年7月29日（土）10:00～17:00
30日（日）10:00～16:00

会 場 長野市ビッグハット（若里多目的スポーツアリーナ）

主 催 信州環境フェア実行委員会

入場料 無料

イベント 【会場内】企業・団体・学校の展示ブース、フリーマーケット、エコクラフト、ステージイベント等
【屋 外】エコカーの試乗コーナー等

問い合わせ先 信州環境フェア実行委員会事務局

TEL 026-236-3355（信濃毎日新聞社 開発部内）

☆青少年のための科学の祭典2017長野大会

趣 旨 青少年に対して実験や体験、創造を通して科学技術への興味を育む橋渡し。

日 時 2017年8月5日（土）10:00～16:00
6日（日）10:00～16:00

会 場 信州大学教育学部（長野市西長野6-1口）

主 催 「青少年のための科学の祭典」2017長野大会実行委員会
公益財団法人日本科学技術振興財団・科学技術館

入場料 無料

内 容 実験体験、ものづくり体験、展示、施設見学等

*当協会は、「水の汚れを食べる微生物を見てみよう」のテーマで、排水の汚れを浄化する微生物の働きを学ぶ体験展示を出展します。

問い合わせ先 長野大会実行委員会事務局

TEL 026-238-4171（信州大学教育学部ものづくり・技術教育コース 西正明）

協会実施・参加事業報告

☆長野しんきんビジネスフェア2017に出展しました！

日時 5月10日（水）10:00～18:00

会場 長野市ビッグハット（若里多目的スポーツアリーナ）

主催 長野信用金庫

概要 ブースを設置し、協会主要事業の環境マネジメントシステム「エコアクション21」をPRするとともに、北信地区のエコアクション21審査人の協力で、フェア参加企業への個別勧誘を行いました。
主催者発表では、過去最多の275社・団体が出展し、約2600人が来場しました。

☆エコアクション21セミナーを開催しています！

【終了】

伊那会場 6月6日（火） 参加者：55人

松本会場 6月21日（水） 参加者：31人

上田会場 7月5日（水） 参加者：45人

【予定】

長野会場 7月19日（水） 定員：40人

13:30～15:50 長野市芹田公民館（長野市大字若里2-8-8）

☆平成29年度環境保全基礎研修会を開催しました！

日時・会場 岡谷会場（岡谷市） 参加者：11人

6月13日（火）・14日（水）

長野県工業技術総合センター精密・電子技術部門

長野会場（長野市） 参加者：17人

6月28日（水）・29日（木）

長野県中小企業会館

概要 各会場とも当会の技術専門委員、環境アドバイザーが講師を務め、環境法規制、環境科学基礎、環境保全技術、環境マネジメントシステム等の企業の事業執行に関わる環境保全の基礎を研修しました。

エコアクション21情報

平成29年度中に認証・登録10周年を迎える事業者一覧

| No | 事業者名 | 所在地 |
|----|------------------|---------|
| 1 | 株式会社メディカルサービス松本 | 塩尻市 |
| 2 | 有限会社コイケ精工 | 上伊那郡箕輪町 |
| 3 | 株式会社タナカ電子産業 | 上伊那郡箕輪町 |
| 4 | 株式会社ミコマ技研 | 駒ヶ根市 |
| 5 | 株式会社小野製作所 | 岡谷市 |
| 6 | 株式会社杉山 | 岡谷市 |
| 7 | 株式会社セルコ | 小諸市 |
| 8 | 株式会社ショーデン | 長野市 |
| 9 | 南信環境管理センター株式会社 | 上伊那郡箕輪町 |
| 10 | 電算印刷株式会社 | 松本市 |
| 11 | カイシンエレクトロニクス株式会社 | 長野市 |
| 12 | 株式会社光商会 | 木曾郡木曾町 |
| 13 | 株式会社クオン電子 | 松本市 |
| 14 | 信光工業株式会社 | 長野市 |
| 15 | 有限会社トモエ自動車商会 | 伊那市 |
| 16 | 太陽精工株式会社 | 茅野市 |
| 17 | 株式会社ハヤシテクノ | 上伊那郡箕輪町 |
| 18 | 株式会社湯浅産業 | 大町市 |
| 19 | 株式会社創和 | 諏訪郡下諏訪町 |
| 20 | 有限会社湯本紙器製作所 | 中野市 |
| 21 | 有限会社笑栄システム | 上伊那郡箕輪町 |
| 22 | 株式会社エス・ティ・レザー | 茅野市 |

(注) 掲載順は、認証・登録日順。

☆ 認証・登録10周年を迎える事業者の皆様には、エコアクション21中央事務局(一般財団法人 持続性推進機構(IPSuS))から感謝状及び記念品が贈呈されます。

今秋(11月予定)松本市内で開催するエコアクション21の研修会に併せて贈呈させていただきます。日程等決まりましたら連絡の上、個別にご都合をお伺いします。

(計量器修理事業届出第86号)

水処理装置の適正稼働に 不安を感じたら 是非当社にご相談ください!

- ・油分解処理
- ・排水処理プラント施工
- ・処理行程全般調査
- ・計器類調整修理
- ・定期巡回 (定期メンテナンス)

環境保全に貢献する



永研工業株式会社

〒381-2226 長野市川中島町今井豊田1665-1
TEL (026) 283-1264 FAX (026) 283-1265
E-mail: eiken@mx2.avis.ne.jp URL: <http://w2.avis.ne.jp/eiken>



©環境省
エコアクション21
認証番号 0001963



信光工業株式会社

東部工場・総務 長野市風間 2034 Tel.026 221 1280
緑町工場 長野市緑町 1401 Tel.026 234 1128

<http://www.n-sinko.co.jp>



おいしいは
やさしい



食物繊維がとれるサラダとおかず



株式会社 みすずコーポレーション

本社・工場 / 〒380-0922 長野市若里1606 TEL.026-226-1671(代) 拠点 / 東京・名古屋・大阪・長野・広島・札幌・仙台・岡山・四国・福岡

高品質への 近道を 知っています。

小さな集積回路を支える
超精密な特殊加工技術。
それが、不二越機械工業の
オリジナルテクノロジーです。
シリコンウエーハ用
「ポリッシングマシン」をはじめ、
当社が磨き上げた高度な技術力は
半導体をはじめとする最先端産業で
厚い信頼をいただいています。



●半導体加工装置の専門メーカー

次世代技術のナビゲーター  **不二越機械工業株式会社**

長野市松代町清野1650 TEL026-261-2000(代表)
<http://www.fmc-fujikoshi.co.jp>